

23教職第185号
平成24年3月28日

各県立学校長 様

教 育 長
(公印省略)

教員特殊業務手当に係る「対外運動競技等」の範囲について(通知)

学校職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第1項第3号の「対外運動競技等」の範囲を下記のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、これに伴い、平成21年1月23日付け20教職第197号「教員特殊業務手当に係る「対外運動競技等」の範囲について」は廃止します。

記

1 「対外運動競技等」の種類

(1) 「対外運動競技」に含まれるもの

① 高等学校体育連盟(以下「高体連」という。)、高等学校野球連盟(以下「高野連」という。)が主催又はこれらの団体が関係競技団体と共催する競技会

- ア 長崎県高等学校総合体育大会及び同予選
- イ 全九州高等学校体育大会各競技大会及び同予選
- ウ 全国高等学校総合体育大会及び同予選
- エ 長崎県高等学校新人体育大会
- オ 全九州高等学校新人大会等各競技大会(九州高体連共催のもの)
- カ 県下選手権大会等(県高体連共催のもの) 【年2回以内】
- キ 全国高等学校選抜等大会(全国高体連共催のもの)
- ク NHK杯高等学校野球大会及び同予選
- ケ 九州高校野球大会及び同予選
- コ 全国高校野球選手権大会及び同予選
- サ 全国高校野球選抜大会

- ② 高体連、高野連の各地区支部主催の地区大会【年1回】
- ③ 九州地区盲学校競技連盟、九州地区聾学校体育・文化連盟が主催する競技会
- ④ 全国盲学校体育連盟、全国聾学校体育連盟が主催する競技会
- ⑤ 全国高等学校定時制通信制体育大会及び同予選
- ⑥ 長崎県特別支援学校体育大会
- ⑦ 日本学生野球協会が主催する大会
- ⑧ 上記の各競技会に応援として参加する生徒の引率

(2) 対外運動競技等の「等」に含まれるもの

- ① 文部科学省（文化庁）が主催する大会等
- ② 県教育委員会が主催する大会等
- ③ 県（九州・全国）高等学校文化連盟若しくはその専門部が主催又は共催する大会等
- ④ 県（九州）高等学校各教育研究会が主催する大会等
- ⑤ 県高等学校国際教育研究協議会が主催する大会等
- ⑥ 県（九州・全国）高等学校専門学科クラブ連盟が主催又は共催する大会等
- ⑦ 九州（全国）専門学科高等学校長協会が主催する大会等
- ⑧ 県（全国）高等学校定時制通信制部会が主催する大会等
- ⑨ 上記の各大会等に応援として参加する生徒の引率

2 その他の事項

- (1) 引率教員の数には団体的種目にあつては2名以内、個人的種目にあつては選手5名につき、1名を原則とする。
- (2) 自校が競技会場となった場合、校外でのそれと比較し、同様な態様で実施されると認められる場合は、業務に従事したものとして取り扱う。
- (3) 「対外運動競技等」の範囲に含まれる競技会・大会等であっても、手当の支給は、その競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものに限られるので、参加が学校教育活動として行われる場合は該当するが、県等において選抜チームを編成し、そのチームに生徒が個人として参加する場合、又は個人競技に生徒が単独で参加する場合のように、その参加が社会体育の領域になる場合等は該当しないので留意すること。
- (4) 「対外運動競技等」に含まれる競技会等を体育関係及び文化関係に分けて、別紙（No.1）～（No.3）にまとめたので、事務処理上の参考にすること。